

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月から会社D部の部長代理として、決算業務の取りまとめ等の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、休日出勤を行い帰宅した後、午後〇時頃、自宅において倒れた。請求人は、E医療センターに救急搬送され、「左被殻出血、くも膜下出血」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に障害補償給付及び療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、F医師の意見書及びG医師の意見書から、当審査会も、請求人は平成〇年〇月〇日「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会においても、その取扱いを妥当なものとする考える。

(3) そこで、認定基準に基づいて本件について検討すると、次のとおりである。

#### ア 異常な出来事について

請求人は、発症直前から前日までの間、業務上において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

#### イ 短期間の過重業務について

本件疾病発症前1週間の業務従事状況については、決定書理由第2の2(2)ウに説示のとおり、通常勤務であり、特に過重な負荷があったとは認められない。

#### ウ 長期間の過重業務について

本件疾病発症前6か月間の業務従事状況は、決定書理由第2の2(2)エに説示のとおり、発症前1か月間の時間外労働時間数は53時間01分であ

り、業務と発症との因果関係が強いと評価される100時間には達しておらず、本件疾病発症前2か月ないし6か月間の1か月間当たりの平均時間外労働時間数は68時間57分、71時間41分、58時間47分、58時間45分、60時間54分であり、脳・血管疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月間当たりおおむね80時間を超えるものとはなっていないことが認められる。

このことからすると、発症前1か月間に特に著しいと認められる長時間労働に従事したとは言えず、また、発症前2か月ないし6か月にわたって、著しいと認められる長時間労働に継続的に従事したとも言えない。

(4) 請求人は、法人税の訂正、○の監査、○の対応、株主総会の準備などが、○月に集中し、精神的負担が大きかったと主張する。しかしながら、決算時期(○月、○月、○月、○月)は、ある程度多忙であったものと推測されるものの、請求人の知識・経験及び時間外労働時間の推移等に鑑みれば、請求人の身体に、著しい疲労の蓄積をもたらすほどの過重な業務に従事していたとは認められないものである。

(5) 以上を総合すると、請求人の本件疾病については、認定基準に照らし発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性は認められないことから、業務上の事由によるものであるとは認めることができない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。